

平成26年(行ヒ)第411号 行政上告受理申立て事件

申立人 秋山 博 外12名

相手方 群馬県知事 外1名

証 拠 説 明 書(甲A23～24)

2014(平成26)年11月28日

最高裁判所第二小法廷 御中

申立人ら訴訟代理人 弁護士 福 田 寿 男

号 証	標 目	(原本・ 写の別)	作 成 年 月 日	作 成 者
甲A23号証	論文「伊方原発訴訟最高裁判決と事 案解明義務」	写	平成6年5月	竹下守夫一橋大学教 授
	立 証 趣 旨			
	<p>本書証は、木川統一郎博士古稀祝賀の「民事裁判の充実と促進 中巻」に搭載されている、竹下守夫一橋大学教授の論考である。著者によれば、この論考は、「伊方原発訴訟最高裁判決の、原子炉設置許可処分<sup>の</sup>適法性審査における主張、立証責任ないし主張、立証の必要性に関する見解が、この事案解明義務の考え方によって、はじめて理論的によく根拠付けることができることを明らかにし、その上で、最高裁の認める事案解明義務の要件と効果を確定し、あわせて今後の展望として、その射程範囲を探ろうとするものである」との意図の下に作成されたものである。そして、この伊方最高裁判決の射程は、つまり、事案解明義務による挙証責任の配分の調整がなされる事案は、行政訴訟だけに限らず、①主張・立証責任を負う当事者側については、これらの当事者が、事件の事実経過から物理的に隔離され、事案解明のための資料を入手しえず、かつ、事件の専門技術的性質から、自己の請求を理由づける具体的主張を主張・立証し得ない事情があること、②その相手方については、事件の事案を解明するために十分な資料を有し、また、争われているのが、他人に重大な危険をもたらす可能性のある自己の行為の適否である場合、③主張・立証責任を負う当事者側の主張が一応納得しうるものであることを示す手掛かりの提供がなされている場合には、民事訴訟にも射程は広げられるべきとの論旨となっている。そして、この射程が広げられてよい事件の例示としては、「ダム建設等各種開発事業に関する環境訴訟」などが挙げられているところである。</p>			

甲A24号証	意見書「八ツ場ダム訴訟・治水上の争点に関連して」	写	平成26年8月	梶原健嗣
	立 証 趣 旨			
	<p>本意見書の作成者は、本年6月に、「戦後河川行政とダム開発ー利根川水系における治水・利水の構造転換」(ミネルヴァ書房刊)という著作を著わした若手の研究者である。この著作は梶原氏の博士論文からの継続的な研究テーマをまとめたものである。この著作の中では、昭和55年に策定された利根川の基本高水・毎秒2万2000m<sup>3</sup>は、カスリーン台風時の氾濫戻しによるとされていたが、今日では、国土交通省や日本学術会議は、その大氾濫を説明することができないなど、利根川の基本高水の策定経緯やその再現計算には大きな疑問があるとの指摘がなされている。そうした著作が公刊されたところから、原告弁護団は、梶原氏に対して、利根川水系の基本高水の策定経緯の問題点と毎秒2万2000m<sup>3</sup>という値の合理性等についての所見、そして、八ツ場ダムに期待できる水位減衰効果などのついて所見を求めたところ、同氏は、これを快諾して作成に至ったのが本意見書である。この意見書においては、基本高水の毎秒2万2000m<sup>3</sup>に対しては、「計画対象洪水であるカスリン台風洪水が、当時よりも5000m<sup>3</sup>/Sも増大して八斗島を襲うという試算は、全くもって事実の基礎を欠き、不合理である」と指摘され、八ツ場ダムの洪水調整効果については、「引き伸ばし計算」において、「2倍以下」という倍率で計算した場合には、カスリン台風を含めて12例の洪水がモデルとして上がるが、その中で、八ツ場ダムが効果があると認められるのは1洪水にしかすぎず、その水位低減効果は約30cm程度にとどまるとされ、東京都は、「著しく利益を受ける」関係とは認められない旨の所見を述べられている。以上の事実関係を証する書証である。</p>			